

伊賀市地域公共交通計画策定支援業務仕様書

I 業務の目的

「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和2年11月27日に施行され、これまでの地域公共交通網形成計画の名称が地域公共交通計画に変更され計画策定は努力義務となった。

その後、令和5年4月28日に公布された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和5年10月1日より全面施行され、法改正により創設・拡充された枠組みを含め、あらゆる政策ツールを最大限活用し、利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通への「リ・デザイン（再構築）」が加速化している。

伊賀市では、上位計画である第2次伊賀市総合計画・第3次基本計画に即し、伊賀市都市マスタープラン、伊賀市立地適正化計画及び伊賀市地域福祉計画等との連携・整合を図りつつ、地域公共交通に関するマスタープランとして「伊賀市地域公共交通計画（以下、「現計画」という。）」を令和3年3月に策定（令和7年2月に改定）した。

本業務は、現計画が令和8年度末に計画期間の満了を迎えることに伴い、現計画の目標達成状況や施策の進捗状況及び市民・利用者等の多様なニーズや利用実態を把握・評価したうえで、伊賀市における地域公共交通の課題を整理し、目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定、目標を達成するために行う事業及びその実施主体等を検討し、公共交通を取り巻く近年の社会情勢の変化等を踏まえ、次期地域公共交通計画を策定することを目的とする。

II 委託等の場所

伊賀市全域

III 業務の内容

1. 地域公共交通計画策定支援

（1）現計画の評価

現計画の進捗状況管理と進捗度合の評価を基に、現計画の評価を実施する。評価にあたっては、評価指標の経年変化を整理するとともに、進捗していない施策については、その要因を考察し、今後の方向性を整理する。

（2）上位関連計画の整理

三重県や伊賀市の上位計画を整理するとともに、伊賀市の関連計画、周辺市町の花域公共交通計画等を整理する。これより、市域を跨いだ公共交通体系の考え方や多様な他分野における地域公共交通への期待等を整理する。

（3）地域概況・地域公共交通の現状の整理

伊賀市の主要施設の立地、人口構造や分布状況等の整理を行い、地域特性の把握を行う。

公共交通に係る整理は、現計画を基本に、経年変化を整理するとともに、地域公共交通に影響を及ぼす地域の輸送サービス等についても整理を行う。

（４）地域公共交通の利用実態及び地域ニーズの把握・分析

現計画に位置づけている施策や、近年の交通実態の変化に着眼し、市民アンケート調査及び公共交通利用者アンケート調査などを行い公共交通の利用実態や地域ニーズを把握する。

なお、アンケート調査では把握できない地域住民の移動目的地やニーズ等を把握することを目的に地域別住民懇談会などを実施する。住民懇談会は6地域（各支所単位：上野支所、伊賀支所、阿山支所、大山田支所、島ヶ原支所、青山支所）ごとに各1回開催し、本業務においては、当日資料の作成を行う。住民への周知や会場準備、会場手配、出席、記録の作成については、発注者にて実施する。

また、交通事業者（鉄道、バス、タクシー）、観光・福祉・教育関係団体等にヒアリング調査を実施し、各団体の地域公共交通に対するニーズや考え方を整理する。本業務ではヒアリングシートの作成を行う。ヒアリングの実施に向けた調整、ヒアリングの進行、ヒアリングのとりまとめは、発注者にて行う。

人流データの分析や市民・公共交通利用者アンケート調査、地域別住民懇談会の開催、交通事業者等のヒアリングなどを実施し、より正確な地域のニーズを把握する。

（５）伊賀市の地域公共交通の課題整理

現計画に基づき実施した施策・事業の達成状況を整理するとともに、（４）の調査結果に基づき、伊賀市における地域公共交通の課題を多面的な視点で整理する。

なお、計画目標の達成状況の評価にあたっては、公共交通利用者アンケート調査結果に基づき、クロスセクター効果の分析などを行う。

（６）計画の基本的な方針の検討

伊賀市の公共交通のこれまでの経緯や、地域特性、公共交通に関するニーズや課題を具体的に把握するとともに、伊賀市で策定又は策定予定の各種行政計画と整合を図りながら、地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針を検討する。また、数値目標は持続性や地域主体性を評価できる項目など、多面的な視点による目標値を検討する。

（７）目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項の検討

基本方針ごとの施策や実施スケジュール、実施主体を検討する。また、現計画において進捗がされていない施策や今後より重点的な検討が必要な施策については、事例収集を行うとともに、国交省の補助メニュー等を踏まえ、実効性の高い施策案を検討する。

（８）伊賀市地域公共交通活性化再生協議会の運営支援

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会に必要な資料の作成を行う。なお、計画検討分科会は、3回、協議会は1回の開催を想定する。会議への出席、議事録の作成については、発注者にて行う。

（９）打合せ協議

業務の進捗に合わせて、適宜打合せ・協議を行う。なお、着手時、中間時2回、納品時の計4回を予定する。

(10) 計画書（中間案）の作成

伊賀市地域公共交通計画の本編および概要版の中間案を作成する。なお、本編および概要版の製本印刷は含まない。また、計画書資料編を作成し、検討の経緯を整理した業務報告書を作成する。

IV 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 業務報告書 | 2 部 |
| (2) 計画書資料編 | 2 部 |
| (3) 計画書本編（中間案） | 2 部 |
| (4) 計画書概要版（中間案） | 2 部 |
| 上記の電子データ | 1 式 |